

【参考】

年金と同様の物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当についても、平成24年度は0.3%の引下げが行われることとなります。

* なお、平成12年度以降、年金とあわせて、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から26年度までの3年間で解消することを検討しています。(平成24年度は10月分から更に0.6%引下げ)

			平成23年度 (月額)	平成24年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭などに対する給付	児童扶養手当 子1人、全部支給の場合	41,550円	41,430円 (▲120円)
②	障害者などに対する給付 ※1	特別児童扶養手当	(1級) 50,550円 (2級) 33,670円	(1級)50,400円 (▲150円) (2級)33,570円 (▲100円)
		特別障害者手当	26,340円	26,260円 (▲80円)
		障害児福祉手当	14,330円	14,280円 (▲50円)
③	原子爆弾被爆者に対する給付 ※2	健康管理手当	33,670円	33,570円 (▲100円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

①母子家庭・父子家庭などに対する給付

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 (担当・内線) 大場 (7794)
(直通電話) 03(3595)3112

②障害者などに対する給付

社会・援護局 障害保健福祉部 (担当・内線) 齋藤 (3025)
(直通電話) 03(3595)2389

③原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 (担当・内線) 黒木 (2315) 磯崎 (2318)
(直通電話) 03(3595)2207